

確認対象小児用車の申請手続について

「確認対象小児用車」とは、小児用の車のうち、原動機を用いるもので、かつ、法令に定める車体の大きさの基準を超えるため、警察署長の確認の対象となるものをいいます。

- ※ 法令で定める車体の大きさの基準（道路交通法施行規則第1条第1項第1号）
- | | |
|----|------------|
| 長さ | 120センチメートル |
| 幅 | 70センチメートル |
| 高さ | 120センチメートル |

1 申請方法

(1) 必要書類

- ・ 確認申請書
- ・ 申請に係る確認対象小児用車の車体の長さ、幅及び高さを証する書類
（当該確認対象小児用車を製作し、又は販売する者が作成したものに限る。）
- ・ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

(2) 申請先

申請先警察署の交通課窓口に提出してください。

2 問い合わせ先

住所地を管轄する警察署交通課までお問い合わせください。

※ 月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時45分までの間